

國學院大學學術情報リポジトリ

皇典講究所・國學院の神職養成における『古事記』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000652

皇典講究所・國學院の神職養成における『古事記』

武田 幸也

はじめに

本稿の目的は、近代における『古事記』研究の展開を概観しつつ、「国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養」⁽¹⁾することを目的として設立された皇典講究所・國學院の神職養成制度を軸とする『古事記』の研究や教育の展開について考察しようとするものである。

皇典講究所・國學院における神職養成については、國學院大學における校史研究⁽²⁾によって概略が明らかにされている。さらに神官資格試験・神職養成と近代国学の関わりを論じた藤田大誠や、皇典講究所の前史たる神道事務局生徒寮から明治期の皇典講究所における『古事記』教育・解釈について報告した戸浪裕之の業績もある⁽³⁾。

他方、近代の『古事記』研究については大久保正、徳光久也による検討が加えられており、明治期については青木周平、大正・昭和初期については斎藤静隆による論考があり、底本の変遷については及川智早、小林真美の業績がある⁽⁴⁾。しかしながら、このような先行研究の課題には、文学研究における先行研究としての評価という側面が強く、近

代に刊行された『古事記』関係の諸本や研究がどのように社会と関わっていたのかという点については、やや等閑視されがちであることが指摘できよう。

そのため本稿では、このような研究状況を前提とした上で、近代の『古事記』研究史を概観し、『古事記』研究と社会との関連にも目配りしながら、皇典講究所・國學院における『古事記』教育の展開や神職養成制度を確認して、そこにおける『古事記』の位置づけや解釈を検討することによって、皇典講究所・國學院の神職養成を通した『古事記』研究や教育の展開について述べてみたい。

一、近代の『古事記』研究史

まず本稿の前提となる近代の『古事記』研究史を、最も包括的かつ通史的に論じた大久保正の研究に従って概観してみたい。大久保は、明治の初年から現代（当時）の期間、およそ九十年を近代と定義し、この期間の古事記研究を次のように回顧する。

近代西欧学術の影響によつて科学的意識の成立を見、しだいに近世的研究の限界を克服しつつ、古事記の科学研究の確立に向つた時期であつて、近世の国学を中心とする研究がほとんど文献学的研究に局限されたのに対して、文化科学の進展に伴つて多種多様な展開を示し、古事記研究に新しい黎明を齎らした時期であることは言うまでもない。しかし、日本近代社会の未成熟と前近代的な絶対主義国家権力支配によつて、敗戦に至るまで古事記の自由な科学研究は終始官憲による抑圧の下におかれ、また国民の意識の中に古事記神典観の呪縛は根強く

生きつづけたのであつて、さうした政治的社会的動向が近代の古事記研究を極めて複雑な屈折の多いものにしてゐる。古事記の真に自由な研究が可能になつたのは漸く戦後のことであつて、ここから古事記研究の現代が開始された⁵⁾と見るべきであらう。

その上で、明治、大正、昭和の三期に分け、それぞれの時期の研究動向を考察している。明治期については、明治初年の国学と、それを取り巻く政治的社会的状況を確認した上で、「古事記の国学的研究は、明治も三十年代まで続けられるのである。その研究は概して近世の最もすぐれた業績である本居宣長の古事記伝の強い影響下にあると言つてよいが、その間に見るべきものは本文校勘及び訓読を主とし、あとは註釈に多少「古事記伝」から更に一步前進したと認められるものがある程度に過ぎない⁶⁾」と指摘する。この内、本文の校勘・校訂に意義あるものとして、三輪田元綱校合『古事記』（明治三年）、植松茂岳等校合『校正古事記』（明治八年、名古屋徳川家蔵版）、田中頼庸『校訂古事記』（神宮教院蔵版、明治二十年）、本居豊頼・井上頼圀・上田万年『校定古事記』（皇典講究所、明治四十四年）があげられているが、三輪田や植松の研究については、「要するに此の二書は古訓古事記の本文に多少の校合、校訂を施したものに過ぎない⁷⁾」とする。それらに対し田中頼庸の『校訂古事記』は、神宮教院の蔵版で、本文は『古訓古事記』に拠らず、真福寺本やその他の諸本を校合し校訂したものであり、校訂には二十本近くの本を用い、他の史料等も用いつつ、一々書名をあげて異同を記している。ただし「その取捨の方針が、あまりに雑然として居て統一の無い憾みはある」が、「しかし従来知られなかつた多くの諸本を博搜し、宣長の主観的な改訂の態度を難じ、諸本に依拠して忠実に校訂しようとした点、本文校勘の上では最初の本格的業績と言ひ得べきものであり、訓読においても宣長の説を批判したことから「本文の訓は記伝の訓とは異なり、敬語、助詞、助動詞、の類を読み添へることを尠く

して、できる限り本文の漢字に即して訓を附けようとしてゐる点に特色がある」と指摘されている。^⑧ また、ここで注意されるのは、本書の校訂に井上頼圀、飯田武郷という皇典講究所・國學院と関わりの深い人物が携わっている点である。さらに本居豊顕・井上頼圀・上田万年『校定古事記』は、皇典講究所が出版したもので、その校訂については「田中本に比し更に一層周到と正確を加へた点が認められる」としつつ、「しかし、校異の記載は田中本ほど詳密で無く、また諸本の説明も無い。そして訓は主として古訓古事記により、田中本をも参照したもので、田中本の如き特色は見られない」が、本書の研究史上の位置を「一応明治の本文校訂を総決算したやうな位置に立つてゐる」と評価している。^⑨

また、大久保は、明治期の訓詁研究について、田中頼庸の『校訂古事記』をあげた上で、次に三矢重松の研究をあげ、「宣長の訓法の批判の上に立つた新しい訓法の發展に、貴重な指標を示してゐる」とし、三矢の研究が「文字及び表記法の事実を精査し、文法的研究に立脚して、一貫した法則性のもとにその訓法を考究した点に、従来の研究の主観性を超克した三矢博士の組織的研究の科学性があつたのである」と評価している。^⑩ さらに、明治期の註釈研究については、国学関係者の註釈書と、これに対する儒仏的立場からの註釈書をあげ、「この期の註釈書は概ね方法においても認識においても『古事記伝』の強い影響下にあるものであつて、或いは『古事記伝』を要約し、諸家の説を補ひ、或いは啓蒙的に平易な註解を記したものが多く、独創的な見解は尠い。しかし、中には部分的に『古事記伝』から更に一步を進めたと認められる注意すべき説も見られないではない」とした上で、次のように総括する。

明治の末年まで、多くの註釈書が書かれてゐるが、いづれも、初学者のために平易に註解するといった啓蒙的性質が濃厚であり、時代の推移にしたがつて註解が平易化し、一般に普及して行く傾向が認められるが、内容的に

はあまり新しい進展は見られない。わづかに、黒川真頼門下の大久保初雄の講義や池辺義象の通釈が、当時の国文学的研究の一端を伝へてゐる点で、注意せられる程度である。これは当時の国文学的研究が、未だ国学的研究の継承の域を脱し得ずして、新しい地歩を確立するに至らず、記伝の文献学的達成の高さを側面から証してゐるものがあると同時に、言語学、史学、考古学、神話学等の新知識の注入なくしては、註釈的研究そのものもはや新しい進展を期しがたくなつてゐたことを示すものであらう。⁽¹³⁾

また大久保は、『古事記』の序文に関する研究として亀田鶯谷『古事記序解』（明治九年）、松下永福『古事記序解、詞之多麻久羅』（写本）、吉岡徳明『古事記伝略』（明治十九年）をあげ、『古事記』の成立に関する研究として、那珂通高『古事記便要』（二冊、明治六年六月刊）、佐伯有義『古事記撰録来歴』（明治四十四年八月刊）、考証的研究として菅政友『真福寺本古事記由来考』（明治十六年四月稿）及び『古事記年紀考』（明治二十四年一月稿）をあげている。かかる『古事記』研究の総論的研究として位置づけられているのが、井上頼圀『古事記考』（明治四十二年）であり、「明治の文献学的研究を総決算した」と評価されている。⁽¹⁴⁾ こうした国学者をはじめとする『古事記』研究の一方で、大久保が西洋学術の影響下に成立した研究としてあげているのが、田口卯吉『日本開化小史』（明治十年—十五年）、近代史学の久米邦武「神道は祭天の古俗」（明治二十四年）、神話学の高山樗牛「古事記神代卷の神話及び歴史」（『中央公論』、明治三十二年）である。尚、樗牛の研究以後、神話学からの『古事記』研究は、高橋龍雄、姉崎正治といった人物を経つて、高木敏雄へと引き継がれていくこととなる。また、この間には、神話学研究の契機となったチェンバレンの『英訳古事記』（明治十五年）や、これを翻訳し、田中頼庸・小中村清矩・栗田寛・木村正辞・黒川真頼・飯田武郷が頭註を加えた『日本上古史評論』（史学協会出版局、明治二十一年、後明治三十三年に国語伝

習所より再版)も出版された⁽¹⁵⁾。

さらに、大久保に従って大正・昭和期の『古事記』研究を纏めてみると、明治期の『古事記』研究を踏まえつつ、大正期では、津田左右吉の一連の研究『神代史の新しい研究』(大正二年十月)、『古事記及び日本書紀の新研究』(大正八年八月)、『神代史の研究』(大正十三年二月)、『日本上代史研究』(昭和五年四月)が相次いで刊行され、研究史上の画期となつていく。こうした津田の研究は、「古事記及び日本書紀に記載されてゐる神代史は全体としての性質においてはほとんど作爲的のものであり、歴史的事実を記したものでないことは勿論、神話としても扱ひ得ないものである」という前人未発の新見解⁽¹⁶⁾を提示したものであり、こうした津田の研究に対し、神話学的立場から松本芳夫や辻春緒、文学的立場から和辻哲郎や倉野憲司、歴史学的立場から坂本太郎等の批判も行われたが、同時に山田孝雄や橋本進吉の文法・音韻研究、佐佐木信綱をはじめとする歌謡研究、次田潤の註釈研究が行われている⁽¹⁷⁾。そして昭和期に入ると古事記偽書説をめぐる中澤見明と安藤正次、木村春太郎、倉野憲司の論争がありつつ、文献学から中島悦次や山田孝雄、藤井信男、倉野憲司、武田祐吉の研究、民俗学から柳田国男、折口信夫、伝承的史学から肥後和男、神話学研究から松村武雄、松本信広、三品彰英、松岡静雄、唯物史観から羽仁五郎、渡部義通、文学から土居光知、久松潜一、歌謡研究として藤田徳太郎、高木市之助の研究等が行われていったのである⁽¹⁸⁾。

以上から近代の『古事記』研究は、明治期に関しては、近世以来の国学者による『古事記』研究、特に校訂研究を基盤としつつ展開され、そうした文脈の上に神話学からの研究が構築されていき、大正期に入ると津田左右吉の研究が画期となり、津田への批判的研究が神話学や文学、歴史学から提示されることとなる。同時に大正期は、文法・音韻研究や歌謡研究、註釈研究が展開された。さらに昭和期では『古事記』偽書説をめぐる論争も行われたが、文献学や民俗学、伝承的史学、神話学研究、文学的研究、歌謡研究なども進展していったのである。

このような近代の『古事記』研究は、近世以来の国学的研究にはじまり、こうした国学的研究が西洋學術との交渉の中で近代人文学へ専門分化し、それによって形成された国文学や国史学によって検討が進められていったといえる。即ち、近世国学から近代人文学が形成されていく過程と呼応しつつ、『古事記』の研究も諸学問の専門領域へ分化が進められていったといえることができる。そうした研究動向において、飯田武郷・井上頼圀・敷田年治・田中頼庸・本居豊顛・吉岡徳明等の研究が近代の『古事記』研究の基盤となっていたのである。かかる国学者の内、皇典講究所・國學院の教育に関わったのは、井上頼圀・飯田武郷・小中村清矩・本居豊顛等であり、これらの後を受けて明治期の国学的研究を担ったのが佐伯有義・池辺義象・今泉定助・佐佐木信綱といった皇典講究所や東京大学文学部古典講習科といった国学的研究・教育機関の卒業生達²⁰であった。

また、かかる国学者達の『古事記』関係諸本の刊行には、広く『古事記』を社会に普及せしめようとする意図があった。例えば、皇典講究所水穂会が出版した『古事記講義』は主として神職を対象とするものであるが、昭和期まで多くの版を重ね、広く『古事記』の普及に資したし、同じく皇典講究所から出版された『校定古事記』には、当時の文部大臣小松原英太郎が、西洋における聖書の普及を念頭に置きつつ「翻ツテ我が国ノ学校及ビ家庭ヲ視ルニ各種ノ聖經賢伝ヲ蔵スルモノ稀ナラズト雖モ国家ノ宝典タル古事記ニ至リテハ之ヲ備フルモノ極メテ尠シ」と指摘し、「幸ニ本書ニシテ世ニ普及スルニ至ラバ真ニ昭世ノ一大美事」と述べている。また池辺義象編の『古事記通釈』「凡例」にも「本書は初学の人々に、一通り読み習はせむ目的なれば、成るべく解釈を簡易にせり」とある。このように明治期の国学者達は、『古事記』の校訂という学術的な基盤の構築に取り組みとともに、それを広く社会に発信しようとする意図を抱いていたのである。そうした国学者達の研究・教育を基盤としながら大正から昭和にかけて近代人文学としての『古事記』研究に大きな足跡を残した國學院出身の人物が三矢重松と武田祐吉であり、他に『古事記』に関する多くの著

作を刊行したのが植木直一郎である。²¹⁾

二、皇典講究所・國學院の『古事記』教育と神職養成制度の展開

次いで皇典講究所・國學院における『古事記』教育の展開を確認した上で、皇典講究所・國學院の神職養成制度の展開と、そこでの『古事記』の位置づけについて整理してみたい。²²⁾

設立当初(第一期)の皇典講究所では『古事記』に関する授業は見出せないが、第二期に定められた「皇典講究所教程表」で『古事記』は、本科の「修身」に『日本書紀』とともに位置づけられた(予科の修身では『古語拾遺』と『古史成文』となっている)。次いで明治十九年、二十年に「皇典講究所規則」が改正されると「学科表」から『古事記』の名称は見えなくなる。ただ恐らくは「歴史」の「上世史(予備科)・修身学(予備科・本科)」などに含まれていたと考えるのが無難であろう。さらに二十一年に「皇典講究所規則」が改正され「著しく政治・法制の学問が重視」されることとなったが、『古事記』がどのように位置づけられているかは明白ではない。そして二十三年になると國學院の設置が決定され、「本科学科課程表」「研究科学科課程表」が定められた。こうした國學院の学科編成では、二十六年の段階で「国史」の一年級において「古事記上巻(一)」が本居豊穎、「古事記中巻(二)」が今泉定助、三十年九月の「学課表」では、「国史」の一年級において「古事記(上巻)」が飯田武郷、「古事記(中巻)」が久保恵鄰によって講じられており、三十五年に本科の学科課程が改正されたのを受けた三十六年には、「国史法制科」の一年級において『古事記』が丸山正彦によって講じられている。

明治三十六年に専門学校令が公布されると國學院では予科二年、本科三年の大学部を設置し、従来の本科を修業年

限三年の師範部とし、国語漢文歴史科を、国語漢文科・歴史地理科の二科に分ち、専修部を併置した。四十年に大
学部本科が開講されると「古事記・風土記」を大宮兵馬が担当し、四十二年の「国史・法制科」では「講読（古事記・
風土記）」が定められ大宮兵馬が担当となっている。

そして大正元年の学則改正では、「国史・法制」において「古事記・風土記」を丸山正彦が担当している。大正九
年大学令による大学の設置が決定すると國學院では学則・諸規程が改正され、大学部三年・予科二年・研究科二年と
なり、大学部には国史・国文学科とともに道義学科が設置されたが、この時の学科編成には『古事記』の名称は見え
ない。ただ、同時期に「臨時専攻科」が設置されており、それとともに従来の師範部を高等師範科と改称して十二
年に「國學院大學附属高等師範部」と改めた高等師範部では、十三年の段階で国語科の二年において「古事記」が定め
られ松本愛重が担当となっている。

昭和になると四年八月に國學院大學の学則が変更された。ここでは学生が三年間で履修すべき「共通科目（四単位）」
の一つたる「学部ニ開設スル講義及演習」として「古事記（一）」が定められた。さらに「附属高等師範部」も四年
八月に改正を申請し、修業年限を三年から四年に変更し、第一部・第二部に分けられた。これにより「臨時専攻科」
は廃止となり「高等師範部」内に「専修科」として併置された。この「専修科」では、「専修科」第一部・第二部の
授業に「古事記又ハ日本書紀」が設定されている。さらに昭和七年の学科及びその担当の一覧では、学部の学科とし
て河野省三が「古事記」を担当し、「予科」では『古事記』の名称が見えないが、「神道部」の第一学年では佐伯有義、
「高等師範部」の二年では松本愛重、「神職養成部」の第二学年では植木直一郎が、それぞれ「古事記」を担当してい
る。

昭和十二年に「高等師範部」第一部が停止され、十四年に「興亜専門部」の設置を決定したが、「興亜専門部」と

しての独立認可が困難であったため「高等師範部」と「興亜部」を統一し、「専門部」とすることとなった。この時、「専門部」には修業年限一年の「専修科」の設置も決定され、十五年三月にこれらの変更が認可された。この「専門部」の「高等師範部」「興亜部」では、二年の学科に「国文 古事記(高等師範部)」「古事記(興亜部)」が存在し、ともに武田祐吉が担当となっている。また「高等師範部」「興亜部」の「専修科」では、「古事記又ハ日本書紀」が学科目に定められている。さらに十七年の学部開講科目には「古事記」があり植木直一郎が担当となっているが、九月に学則改正が行われ共通「基礎科目」の第一年に「神典古事記」が定められた際、その担当は武田祐吉となっていた。そして十九年に「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を受けて「高等師範部」「興亜部」と「附属神道部」が単一の「専門部」へ統合された。この時の学則には「古事記」の名称が見えないが、恐らくは「基礎科目」中に二つある「神典」が該当しているものと考えられる。

以上、皇典講究所・國學院の授業科目の変遷における『古事記』の位置づけについて概観してみた。概していえば、設立当初の皇典講究所で『古事記』は「修身」として位置づけられていたが、國學院が設立されて以降、「国史」の中に位置づけられており、徐々に「国文」へと移行していったといえる。ただし、大きな画期となっているのが昭和四年で、ここで『古事記』は「共通科目」あるいは「基礎科目」として位置づけられることとなった。こうした皇典講究所・國學院における『古事記』教育は、戦後も「専門部」の「二年学科」で御巫清勇が「古事記」の担当となっており、昭和二十一年の「学則」改正でも「神典古事記」「神典日本書紀」を「古典文学」として改めた上で以後も継続されていくこととなるのである。

次に皇典講究所・國學院における神職養成制度を概観しつつ、そこにおける『古事記』の位置について確認してみよう。設立当初の皇典講究所の生徒募集要項の草案「皇典講究所生徒徵募概則」では、第二条に「本所ノ生徒ハ卒業

ノ後、必神官ニ奉事スベキモノトス」と卒業後の「神官奉事」という条件が附されていたが、実際の募集にあたってこの条件は除外されており、「神官養成」に限定した教育機関²³ではなかった。さらに皇典講究所は、各府県に皇典講究分所を設置することとなり、これを受けた内務省では八月三十日省令第四十六号で「皇典講究所設置ニ付、府県社以下神官撰擧ノ節該所ノ卒業証書無之者ハ、皇典講究所本分所ノ試験ヲ受ケサセ、試験済ノ証書ヲ相渡候筈ニ付、今後撰擧出願ノ向ハ、該所卒業証書写若クハ試験済ノ証書ヲ副へ、願出候者ニ限り、認可ヲ与へ候儀ト可心得」と各地方庁に公示し、府県社以下の神職としての任用は、皇典講究所の卒業生、或いは本所・分所の試験を経たものに限られることとなった。これにより皇典講究所では、直ちに「神官試験規則」と「仮試験条例」を定め、十月三日「試験取扱方之儀伺」を提出し、十一日に認可された。そして皇典講究所は十九日に「神官試験規則」、二十二日に「仮試験条例」を各府県分所に示達した。この「神官試験規則」では、試験を「本所ニ於テスルモノヲ本試験トシ、分所ニ於テスルモノヲ仮試験」と分け、試験科目を四種に分けて「第一種ヲ本試験」、「第二種以下ヲ仮試験」とした上で、「本試験」の合格者に「学証」を、「仮試験」の合格者には試験科目の第二種から第四種と対応した一等から三等の「假学証」を授与することとした。これらの試験では「本試験」においては「修身」に『古事記』が含まれていたと考えられるが、第二種以下の「仮試験」では、「延喜式祝詞」と「祭典式」が基本となりつつ、第三種で「祝詞」が、第二種ではさらに「古事記上巻」の講義が含まれている。

そして明治十九年五月二十七日「学階選叙式」が制定された。この「学階選叙式」によって授与される学階は、国学に関する学力検定といえるが、「学階選叙式」では「学階ヲ分チ、学正五等、司業八等」とし、「学階ニ選叙セラレシコトヲ望ム者」は第一種から第五種の試験を受ける必要が定められ、「試験第二種以上ヲ学正予選科目トシテ、本所ニ於テ之ヲ施行シ、第三種以下ヲ司業予選科目トシテ、分所ニ於テ之ヲ施行ス」とあって、それらの試験の内、第

三種と第四種の試験科目に「古事記講義書取」がある。尚、「試験ヲ要セス、学階ニ選叙セラル、コトヲ得」るものとして「本所教授及助教」「本分所課程」(学期以上ノ卒業証書ヲ所持スル者)「学証及仮学証ヲ所持スル者」が定められていた。さらに、二十三年には「学階授与規則」が制定され、先の「試験ヲ要セス、学階ニ選叙セラル、コトヲ得」とする条項が削除されるなどし、それ以後も若干の改正を経ていったが、四十年には「学階授与規則」に「國學院大學卒業生ニハ、卒業試験ノ成績ニ依リ、相当学階ヲ授与スルコトヲ得」と改正され、國學院大學部本科の卒業生に無試験による学階の授与が明示された。また大正十年には、学階の種別を「学正」「二等司業」「二等司業」へと再編するという大幅な改正がなされた。この改正時の試験科目では、「古事記」は「古典」に含められた上で「歴史」に位置づけられており、「古事記」が「歴史」の一環として考えられていたことが窺い知れる。そして、このような「学階授与規則」は、皇典講究所の神職養成制度の変遷に伴いつつ、様々な変更が加えられながら昭和二十一年に至るまで継続されていくこととなる。

また、明治三十一年に財団法人へ組織を変更した皇典講究所は、三十二年の第三回評議員会において「神職ニ適応スベキ学科速成ノ目的ヲ以テ神職講習会ヲ設置」することが決議された。この「神職講習会」は三十三年に初めて開催されたが、そこで『古事記』は「道義」の中に位置づけられ飯田武郷が担当となっている。この「神職講習会」は四十二年に至るまで毎年開催され、四十二年に内務省の神職養成事業が皇典講究所に委託されることとなり、「神職講習会」を発展的に解消することによって「神職養成部」が設置されるに至った。この「神職養成部」では、修業期間十ヶ月の「教習科」と現任神職を対象とする十週間の講習会及び祭祀講習会が設けられた。「教習科」の学科目には「古事記」の名称は見えないが、大学部本科で「古事記・風土記」を担当した大宮兵馬が「古道概要(神代史)」を担当しており、そこに含まれていたと考えられる。こうした経緯を踏まえ、四十三年に内務省は、改めて神職養成

を皇典講究所に委託することとした。こうした「教習科」は、大正六年に改革が企図され、修業年限を二年に延長し、新たに漢文・体操が加えられた。改正された「教習科」は七年九月に開講されることとなったが、その「学科課程表」では「歴史」の第二学年に「古事記 其他」と位置づけられている。さらに八年には「神職養成部規則」が改正され「教習科」は修業年限一年の「甲種」と二年の「乙種」に分けられた。十二年度の「教習科乙種」の学科目では「古典」に「古事記」が位置づけられ担当講師が鳥野幸次となっている。この「教習科」は、昭和二年に専門学校令に拠った「神職部」の設置を受け六年に廃止されることとなり、「神職部」の別科へと継承されていくこととなる。ここで設置された「神職部」は、修業年限を三年とし二年以上の修了者には「判任神職」の資格が与えられ、三年の修了者には「学正」が授与されることとなり、四年には「附属神道部」と改称している。この「神職部」と「附属神道部」の学科表では「古事記」の名称は見えないが、五年に「附属神道部」歴史科の学科課程が改正された際には、第一学年の「国史第二」に「神祇史・古事記」と定められ、七年の段階では、先に触れたように第一学年で佐伯有義が担当となっている。この「附属神道部」は、十一年に修業年限を四年に改正しており、十四年の段階の学科目では、第二学年に「古事記」があつて武田祐吉が担当となっている。そして「附属神道部」は、十九年に「高等師範部」「興亜部」と統合されるに至るのである。

他方で、昭和四年には「神職部」とは別に神職養成機関の設置が上申され、「神職養成部」が設置されるに至った。この「神職養成部」では、第二学年の「歴史」に「古事記」があり、五年の学科表によると「漢文講読」とともに中野佐柿が担当している。また、これも先に触れたが七年の学科目では、第二学年で植木直一郎が「古事記」の担当となっている。以降、この「神職養成部」は二十一年の皇典講究所の解散によって廃止されたものの、その事業は「祭祀専修科」等を経て戦後の國學院大學の事業として継続されていくこととなる。

このように皇典講究所・國學院における神職養成制度は、国学に関する学力検定たる学階の授与を基本としつつ展開し、また「神職講習会」に端を発する「神職養成部」や「附属神道部」等によって担われていた。こうした神職養成制度の展開において『古事記』は、國學院における『古事記』教育とも関連する形で展開されたといえるものの、昭和四年に『古事記』を「共通科目」として位置づけていた学部とは異なり、五年の「附属神道部」の改正では「国史」に位置づけられているなど、神職養成の文脈において『古事記』は基本的に「歴史」の一環であったといえる。ただし、昭和十四年における『古事記』の担当が武田祐吉となっていることから窺い知れるように、単なる「歴史」の一部として扱われていたわけではないといえよう。

三、神職資格・学階試験参考問題集における『古事記』の位置づけ

これまで近代の『古事記』研究史を概観しつつ、皇典講究所・國學院における『古事記』教育や神職養成制度における『古事記』の位置づけについて概観してきた。これを受け、本節では、皇典講究所・國學院が一貫して取り組んできた神職養成、あるいはこれと関連する学階の試験に着目しつつ、そこにおける『古事記』の位置づけについて検討してみたい。

近代の神職資格に関する試験規程は、明治二十五年三月十七日に定められた内務省訓令第四号「官国幣社神職試験規則」⁽²⁴⁾を嚆矢とする。これにより神職資格試験は、「高等」「尋常」の二種に分けられ、尋常試験の科目に「古事記講義」^{講義}が含まれた。この試験規則では、「試験ヲ要セス、直ニ宮司・権宮司ニ補スルコトヲ得」るものとして「皇典講究所学階一等司業以上ノ者」、「試験ヲ要セス、直ニ禰宜・主典ニ申付ルコトヲ得」るものとして「皇典講究所学階

五等司業以上ノ者」とする無試験検定による任用も定められた。同日には、府県社以下の神官については内務省訓令第五号⁽²⁵⁾で規程を満たせば「皇典講究所學階試験ニ不拘神官」に任用されることとなった。次いで二十八年には、府県社以下の神職について内務省令第十号「府県社以下神社神職登用規則」⁽²⁶⁾が定められ、「社司社掌試験ニ及シタル者ニアラサレハ社司社掌ニ補スルコトヲ得ス」とされたが、「皇典講究所六等以上ノ學階證書ヲ有スル者」は社司に、「皇典講究所八等以上ノ學階證書ヲ有スル者」は社掌に無試験で任用されることも可能であった。そして三十五年には、勅令第二八号「官國幣社及神宮神部署神職任用令」と内務省令第四号「府県社以下神社神職任用規則」が公布された。この「官國幣社及神宮神部署神職任用令」では「試験ヲ要セス」に「奏任待遇ノ神職ニ任用」されるものとして「皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階學正ヲ付与シタル者ニシテ祭式ヲ修メタル者」、「判任待遇ノ神職ニ任用」されるものとして「皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階學正又ハ三等司業以上ヲ付与シタル者ニシテ祭式ヲ修メタル者」とあり、「府県社以下神社神職任用規則」では「社司社掌」に任用する要件に「皇典講究所ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階司業(社司ニ在テハ六等以上社掌ニ在テハ八等以上)ヲ付与シタル者ニシテ祭式ヲ修メタル者」とある。このように皇典講究所の學階を所持し祭式を修めたものには無試験による任用が定められており、神職資格の一つとしての役割を皇典講究所が授与する學階が果たしていた。そして「官國幣社及神宮神部署神職任用令」と「府県社以下神社神職任用規則」は、既に前節で触れた四十二年に「神職養成部」の「教習科」が設置されたことを受けて改正⁽²⁸⁾され、「判任待遇ノ神職ニ任用」される要件に「内務大臣ノ委託ニ依リ開設セル皇典講究所神職養成部神職教習科卒業ノ者」、府県社以下神社神職についても「内務大臣ノ委託ニ依リ開設セル皇典講究所神職養成部神職教習科卒業ノ者」の一項が加えられ、これ以降も若干の改正を経つつ、施行されていくこととなったのである。

こうした神職資格試験とともに学階授与試験が行われており、これを受けて神職資格・学階試験の問題を纏めた参考書も出版されていった。管見の限りでは、神職資格・学階試験に関する参考書には、次のようなものがあげられる。

井上頼圀校閲・磯部武者五郎・梶杜吉次著『神職試験問題講義』（誠之堂書店、明治四十年）

吉岡櫻節『学階試験問題参考』（会通社、明治四十四年）

編集兼発行神典研究会『改正学階試験問題集』（皇学書院、大正十年）

帝国神祇学会編『神官神職検定受験便覧』（帝国神祇学会通信教授部、大正十四年）

神典研究会編『神祇奉仕者の顧問』（磯部甲陽堂、大正十五年）

神人社同人『増補訂正学階試験問題集 附神職高等試験問題』（第三版、神人社、昭和二年）

照本喜編『最新神職試験問題集』（白井書店、昭和七年）

受験界編輯局『高等各科試験問題集』（改訂増補第十七版、受験界社、昭和十年）

全国神職会編『学階司業試験問題集』（皇国時報発行所、昭和十一年）

『神職試験問題講義』は、「凡例」によると「本書ハ、明治三十五年二月、内務省令第四号府県社以下神社神職任用規則所定ノ科目ヲ府県社以下神社神職受験者ノ便ヲ図リ、問答体ニ編纂シタルモノ」で、「本書ニ掲クル所ノ問題ハ、従前各所ニ於テ試験ノ際ニ提出セラレシ問題ヲ参酌シ、神職ニ必要ナル点ニ就キテ設ケタルモノニシテ、之レニ対スル答案モ、亦其ノ要領ヲ記述シタルモノ」であつて、解釈については「国史、職原抄、祝詞ニ於ケル答案ハ、普通一般ニ認メラレタル解釈ニ依ルモノニシテ、諸家ノ学説、異論等ハ之ヲ省略セリ、是レ国典ノ初歩ヲ領知スルニ於テハ、

普通神職トシテ其ノ要ナケレバナリ」となっている。

『学階試験問題参考』は、「緒言」によると「本書は皇典講究所学階試験に際し本所より出されたる既往数年間の問題を見聞に任せて集輯したるもの」で、「答案は浅学寡聞の迂生が試に添付したるものなれば誤謬も定めて多からん唯々多少受験者の参考ともなることあらば幸ひ甚し」とある。内容に関しては、学階試験に合わせて「第一種」「第二種」「第三種」「第四種第五種」に分ち、概ね種別ごとに「道義科」「国史科」「国文科」「法制科」の各問題が示されている。

『改正学階試験問題集』は、大正十年五月と八月に施行された試験問題を纏めたものとなっている。

『神官神職検定受験便覧』は、櫻井稲麿の「緒言」によると「神官神職養成の急務と改造とは茲に時代を新にして来たかの観がある。神宮皇學館國學院大學兩齋の教育皇典講究所の検定ばかりでなく、地方の國學院、皇學院、乃至神職会皇典講究分所等の養成並に考試の方法も、近年著しく改正されて来て居る。殊に本年十月には内務省に於て第一回の高等神職の國家試験を行ひ人材を採用して以て神社の權威と機能とを遺憾なく發揮せしめようとするの状態である。之に應ぜんとするもの、為めに本会亦通信教授部を創設して大方同志の向榮に幾分たりとも寄与せんことを企てたのも、全く時代の要求であり、國家的の緊急時と考へた」ことが本書出版の理由とされている。さらに本書には、河野省三による「神職たらんとするもの、為に」という解説があり、「学正」「司業」試験についての説明を挟みつつ、大正十三年の試験問題が示されている。

『神祇奉仕者の顧問』は、その「緒言」によると「神社は國家の宗祀にして國民道德の淵源であると云ふ事は誰でも云ふ言葉であり又さうであらねばならぬ筈であるに係はらず、一般國民が此神社に関する知識に欠けて居る」現状を踏まえ、「つまり神社早わかりの書籍がないと云ふ事も大なる原因」とし「神職必携と云ふ類にも要を得たものが

ないやうに思われる」ため「此の欠陥を補はんとして計画した」もので、「国民の指導者たるべき教育者や、官吏を対象とすると共に、又神職や、氏子総代は云ふに及ばず、神職志望者必携の書籍」として著されたものである。内容としては、「詔勅」「帝国憲法」「神社法規」「神社の建築」「神社の調度」「装束」「衣紋」「神道」「祝祭日」「国号、国旗、国歌」「三種の神器」「七福神と神の俗称」「雑祭」「神前結婚式」「神道葬祭式」「神官神職」「玉矛百首」「祝詞式」「中臣寿詞」「現行祝詞」「祝詞文例」について、それぞれ解説が附され、「附録」には「神官神職試験問題」がある。

『増補訂正学階試験問題集 附神職高等試験問題』は、皇典講究所専務理事桑原芳樹が大正十四年に記した「序」によると、「本書は皇典講究所学階受験者の勉学に便ならしめんが為に其の規範的参考書として刊行せられた」ものであり、「旧版に引きつゞき大正十四、五の両年度の学階試験問題、茲に神職高等試験問題を追加し、尚、神職高等試験規則、同参考書等を附加した」ものとなっている。内容は「学正」「一等司業」「二等司業」の試験問題を基本としつつ、「附録」「増補」「神職高等試験問題」がある。

『最新神職試験問題集』は、「序」によると、「本書は主として司業試験を眼目とした」もので、「本書の需要というものは極めて一小部分に限られて居るが、其の必要さは其の希望者にとっては切実なるものがあるので茲に犠牲を忍んで本書を出すことにした」とされ、内容は「高等ノ部」「学正ノ部」「一等司業ノ部」「二等司業ノ部」の試験問題と「附録」となっている。

『高等各科試験問題集』は、「航海者にとつて羅針盤を手離す事の出来ないやうに、受験生の左右には常に問題集が備へられなければならぬ」という問題意識の下に「高等各科試験及之に準ずる朝鮮弁護士・弁理士・計理士・神職高等試験問題を一括完輯して之が受験者諸君の資便に供する」ために編集されたものである。⁽²⁹⁾ 神職高等試験問題をはじ

め各高等試験の問題が大正十四年から昭和九年に至るまで掲載されている。

『学階司業試験問題集』は、「凡例」によると「本書は学階司業試験受験者の準備上参考に供するため編纂したものであるが、神職たらんとする者又は青年神職の神祇に関する研究題目として、修学上参考に資せん事を期待するもので、昭和六年より同十年に至る最近五箇年の問題を全部集録」し、「同十一年四月執行の問題は補遺として追加」したものである。内容は「一等司業」と「二等司業」の試験問題を中心に「補遺」と「附録」がある。

さて、こうした文献を見る限り、そもそも『古事記』に関する問題は、『神職試験問題講義』や『学階試験問題参考』では「国史」に位置づけられており、大正十年に出版された『改正学階試験問題集』以後は、「国史」の中に「古典」として位置づけられていく。これは十年に「学階授与規則」が改正され「国史」に「古典」が位置づけられたことに対応したものである。そうした中で、明治四十年代の『神職試験問題講義』や『学階試験問題参考』での出題傾向は、概ね以下の三つに分類できる。一つは『古事記』の冒頭等を引用し「訓を附して、意義を解釈せよ」という訓読と解釈の問題、二つは「八尋殿とは如何」や「千位置戸のはらひとは如何」といった『古事記』の用語に関する問題、三つは、「歌の意義を解釈」であり、これらの問題からは主として『古事記』の訓みや解釈に関する問題が出題されていたことが見て取れるが、少なくとも大正十年以降の神職資格・学階試験の問題以降においては、「国史」に「古典」が位置づけられ、『古事記』に関する問題が主として「神代史」として出題されていくこととなり、「出雲大社と大和の大神神社鎮祭の事由を古伝説によりて解説せよ」や「綿津宮につき所見を記せ」といった「神代史」の意義に関する問題へ重点が置かれていくこととなるようである。³⁰⁾

これについて『神官神職検定受験便覧』の「受験者必携」における試験の解説によると、「古典」は『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』などが出題されるとした上で、「試験問題としては字句の解、語釈等の方面よりは、寧ろ神代史

的の事実問題が多いからして、辞義句解と共に全般に亘つた事実を記憶することが必要である」とし、例題として「三種神器と天津神籬との関係」「国譲後出雲系の神々に対する高天原朝廷の待遇及び出雲系の神々が天和朝廷に對したる態度」「黄泉国の伝説」「素戔嗚尊と朝鮮との関係」をあげつつ、出題の傾向を踏まえ、

これは詞句の解ばかりではなく、勿論纏つた叙述を要する神代史と見なければならぬ。序に記すが、古典と云ふても、記紀共に神代の巻だけでは時として不充分のこともある。せめて神武天皇時代まで位は記紀両書によつて根本觀念を持つ必要がある。

と述べ、「要するに古典は神代史の専門的のものと見て差支へない」と結論づけられている。⁽³¹⁾ここで注目されるのは、「古典」は「神代史」の専門的なものであつて、試験上「古典」は「纏つた叙述を要する神代史」と理解されていることである。ここから『古事記』が「国史」に一貫して位置づけられているのは、「国史」の中の「神代史」が「古典」によつて裏付けられるものであると理解されていたことによるといえる。

そして、この「古典」によつて裏付けられた「国史」としての「神代史」研究の意義を、國學院大學の学部において『古事記』が「神典古事記」として位置づけられるに至つた、昭和十九年の状況下で河野省三は次のように説明している。

神代史は、広く之を言へば、國民精神の淵源であり、日本文化の源泉である。我が國体の根本を闡明し、我が皇室の由来を語り、我が國民道德の根柢を説き、我が民族性や信仰や思想の本質を明らかにし、又神社の起源・歌

謡の源流・氏族の由来等を究めようとするれば、どうしても、神代史を考察しなければならないのである。³²⁾

このように「神代史」は、「国民精神」や「日本文化」の淵源であり、「民族性」を前提とする「信仰や思想」の「本質」を示すものであった。神職養成における『古事記』の問題は、このような「古典」を起源とする「神代史」の理解が前提となつて出題されていたと考えられよう。

四、神職資格・学階試験参考書における『古事記』解釈

これまでみてきたように皇典講究所・國學院では、神職の養成や学階の授与を通して国学的知識の普及宣伝に尽力しつつ、『古事記』教育を展開してきた。これを踏まえ本節では、神職養成に関連して出版された書籍を通して『古事記』解釈の一端について検討してみたい。その際、参考としたのが先に触れた『最新神職試験問題集』所収の「神職試験用書売販目録」に掲載された諸文献である。ここでは、「二等司業ノ部」で「歴史と古典」として本居豊顕校閲・佐伯有義述・皇典講究所水穂会編『古事記講義』（水穂会、明治二十四年）と渡邊重石丸校閲・大宮兵馬編纂『古史概要』（皇典講究所出版部、明治四十一年）があげられており、「一等司業ノ部」では「国史、古典共に二等司業のものに就て研究すべきである」とし、「学正ノ部」では次田潤『古事記新講』（明治書院、大正十三年）と「古典として古事記伝（本居翁）及飯田武郷の日本書紀通釈が必要である」とあつて、「神職高等ノ部」では「神祇史及古典は学階のものと同じの参考書により研究すべし」となつてゐる。³³⁾以上から、ここでは佐伯有義『古事記講義』、大宮兵馬『古史概要』、次田潤『古事記新講』を取り上げてみる。³⁴⁾

『古事記講義』は、本居豊穎が校閲し、佐伯有義が著したもので学階試験科目全書³⁵として皇典講究所の卒業生によって構成された水穂会から出版され、大正五年には『古事記講義 全』として皇学書院から再版されている。『古史概要』は、古事記そのものの註釈ではないが、皇典講究所で編纂され、校閲を渡邊重石丸、編纂委員を大宮兵馬が務め、「明治四十年三月改正、本所学階授与規則の主旨に準拠し、その一等司業及二等司業の試験に因應せむとするもの」、国史科中、古典の用書とし、或は神職講習会の教科書用に充て、又、一般の人士をして、我が神代史の概要を窺せしめむが為に記述せる」ものであり、内容的にも「専ら、古事記に拠り、傍ら、日本書紀、祝詞式、古語拾遺、古風土記等の古伝説をも採択」したので『古事記』の記述を基に「神代史」を構成したものである³⁶。次田潤の『古事記新講』は、「古事記は我が国民伝説及び文学の源泉として研究すべきは元より、なほ歴史・宗教・道徳・政治・風俗等の諸方面からも之を考察して、上代文化の諸相を闡明する必要がある」との認識の下に、「東洋諸民族の歴史・考古・人種・土俗・神話・宗教・言語等に関する史的科学」を踏まえつつ、「科学的研究法に依り」ながら、「諸科学の専攻学者の研究を参考して書いたもの」である³⁷。

さらに、これらの文献に共通するのは、本居宣長以降の国学者の学説が強く意識されていることである。佐伯の『古事記講義』では、「古事記の注釈書種々ありといへども恐くは古事記伝の右に出づるものあらざるべし、この講義も旨と記伝の説に従ひ、古史伝古史徴其他の諸書を参考して講述す」とある³⁸。『古史概要』は、『古事記』の記述を基としつつ、「大抵は、先輩諸大人の確説に基き、簡易を主として、取捨折衷したるものにて、敢て、著者の私見を交へたるはなし」と、国学者の説に従ったことを明記した上で、「各章の中間に、往々、(附言)を加へたるは、先輩諸大人に於ても、未だ意見の一致せざる所」について「簡短にその要点のみを摘記」したと述べている³⁹。次田潤の『古事記新講』は、講義を「釈と評の二項に分けた。釈の条下には、語句の解釈の外に、地名人名問うの解説考証を挙げ、

評の所では、各段の記事に対する文学的批評、若しくは文化史的の考察批判等を掲げ、なほそれ等に対する学者の研究所説を紹介したのであるが、又屢古事記以外の古典に現はれた異説を挙げて之に批判を加へたのである。それ故評といふ名目は、稍當を得てゐないのであるが、暫く広義に解して之を用ゐた次第である」と註釈・解釈の方針について述べた上で「本書に参考し又は引用した古今の学者の著書や論文は、之を引用した度毎に、必ず註記して置いたのであるが、屢引用した」註釈書として宣長の『古事記伝』と橘守部の『稜威道別』・『稜威言別』をあげている。^⑩

このような点を前提としながら、次に各文献における解釈の特徴について述べてみたい。

佐伯有義の『古事記講義』において注目されるのは、既に引用したが「この講義も旨と記伝の説に従ひ、古史伝古史徴其他の諸書を参考して講述す」とあるように、『古史伝』の説を受容していることである。これは天之御中主神の理解や天体説の受容から窺い知れる。『古事記講義』では、天之御中主神について、

天之御中主神は、天の真中にましくて、天地間の万物を主宰給ふ大神なり。^⑪

と解釈している。周知の通り宣長は、天之御中主神について「天真中に坐々て、世中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし」^⑫としか解釈していないが、篤胤は宣長説を引きつつ、一歩進んで天之御中主神が「五百綱千綱を引延て、編成せる如く、宇宙の万物を、悉く主宰り給ふ事と聞えたり」とした上で、「其の御功德の広く大なること、称へ申すべき詞もなしと知べし」と解釈している。^⑬ここから『古事記講義』の理解は篤胤の説に近いことが指摘できる。また天体説については、「黄泉国、名義は夜見といふことにて、この国の下方に在りし国なり、後に月の国となりて夜見ゆる故、夜見といひしなるべし」^⑭とあるように夜見を月とし、また、天若日子の伝承の解釈において「天之加久矢」

を高木神が衝き返したことを、

其矢穴（筆者註―「天之加久矢」が通った穴）は、この国より天上へ矢を射通したる孔なり、こは日球の内は洞の如くなり居て、そこは安河原などもあるなるべければ、外に穴のあきたるなり⁽⁴⁵⁾。

と説明した上で、「これらの説は詳しく古史伝に見えたり⁽⁴⁶⁾」と記している。よって『古事記講義』では、服部中庸から篤胤へと展開された天を太陽、地を地球、月を黄泉（夜見）とする天体説を前提とした世界観を受容していることが明確に理解できよう。一方、宣長や篤胤の説と決定的に異なる点として死後の問題についての解釈が存在しないことが指摘できる。これもよく知られているように、宣長は『古事記伝』において、黄泉国について「予美は、死し人の往て居国なり」とし「貴きも賤きも善も悪も、死ぬればみな此夜見国に往ことぞ」と論じ⁽⁴⁷⁾、篤胤は宣長の説を批判的に継承して、

年老期至りて死れば、形体は土に帰り、其靈性は滅ること無れば、幽冥に帰きて、大国主大神の御治に従ひ、其御令を承給はりて、子孫は更なり、其縁ある人々をも、天翔り守る、是ぞ人の幽事にて、産霊大神の定賜ひ、大国主神の掌給ふ道⁽⁴⁸⁾

と人の靈魂が死後幽界に帰って鎮まるとした。しかしながら『古事記講義』では、人の死の起源については、伊邪那岐・伊邪那美の「度事戸」に求めつつ、「是以一日必千人死云々とは、今かく二神の御誓言ありしによりて、この

世の人は一日に必ず千人死て千五百人生る、理なりといふ義なり、実に死ぬる人より生る、人の多かるは、この御言に基きたるならむ」と記し、大國主神の國譲りについて「隱而侍とは、幽界に引き籠りてこの世を守護せむとなり、侍は氣をつけて居ることなり」と解釈しているが、¹⁹死後の靈魂の行方については一言も無い。このように『古事記講義』は、本居宣長の『古事記伝』を基本としつつ、同時に平田篤胤の天之御中主神の理解や天体説を受容しているが、一方で宣長や篤胤が言及した死後の靈魂の行方に関わるような解釈については排除されているのである。

次いで取り上げる『古史概要』でも、天之御中主神の解釈に篤胤説の受容がみられる。『古史概要』では、天之御中主神について、

此の大神（筆者註―天之御中主神）は、天地万物の大元を総べ知しめし、すべて、形ある物、形なき物の、元つ御霊として、始めもなく、終りもなく、無窮に、世を幸はへ給へば、その奇しく貴き大御徳は、量り識り奉るべきにあらず。²⁰

とあることから篤胤以降の天之御中主神を万物の「主宰」神とする解釈を受容していることが窺い知れる。他方で天体説については、天の形成についての「附言」において、

天は、また天原とも高天原とも呼ぶ、こは、彼の蒼天のことなりとも、また、蒼天に見上ぐる日界のことなりともいふ、又、何処とは知りたけれども、神等のおはします、一種の靈域なりともいへり。²¹

と述べ、天を「日界」とも解釈する可能性を指摘しているが、一方で、次のようにも述べている。

或説に、大虚空に残りて浮べる物は、この国地（即ち地球）と成りつれとも、また、その物の中より、国地の下辺につきて別に、一つの物成れるなり、これ、後に分れて、彼の月界とぞなれりける、されば国之常立神と、豊雲野神とは、元、その月界と成るべき物によりて成り給ひ、その月界を成り整はしめ給ひし神におはせり故この原始の神は、宇比地邇神以後の、十柱の神等にましますなりといへり、されど、尚いかゞあらむ⁽⁵²⁾。

ここでは天体説を前提として国之常立神と豊雲野神を「月界を成り整はしめ給ひし神」とし、「原始の神」を「十柱の神」と解釈する「或説」を批判的に紹介しているが、天体説の受容自体については明白ではない。また、これ以外に天体説を受容しているかを窺わせる箇所も無い。ただ、天体説に関わる説を否定的に記しているため天体説の受容については、どちらかというと放棄されているとみるのが妥当かと思われる。さらに死後の問題については、人の死の起源について『古事記講義』と同様に伊邪那岐・伊邪那美二神の「御誓」に求め、「世の人の、一日に千人死に、一日に千五百人うまるゝは、この御誓ありしによれりとぞ⁽⁵³⁾」とするが、死後の靈魂の行方については何も述べていない。それだけでなく大国主神が「冥府の主宰」であることについても「附言」で、

顕露事とは、この現世の御政事をいひ、幽事とは、幽世の御政事をいふなり、これによりて、大国主神は、以後、幽世に入りまして、永く冥府の主宰となり給へり、と言ふ説あれど、未だ諾ひがたき事多し、別に説もあれど、言長ければ、こゝに尽し難し⁽⁵⁵⁾。

と批判的な見解が主張されるに至っている。『古史概要』における古典理解の全貌は、やや掴みにくいだが、少なくとも天之御中主神の理解については篤胤以来の説を継承しているものの、天体説についてはあまり顧みておらず、死後の靈魂の行方や大國主神が「冥府の主宰」であるとするとする説については批判的であることが指摘できる。

それらに対して次田潤の『古事記新講』において注目されるのは、『古事記』を解釈するにあたって「神話」や上代の「思想」という視点から検討し、そこから国学者の学説や近代以降の学説についての評価を行っていることである。ここで全てを取り上げるのは不可能であるが、例えば、造化三神の解釈では天之御中主神について、

「御中」は真中で、「主」はノウシの約つたので主（大人）の意。宇宙の中央にあつて主たる神の意の名であるが、無限の宇宙の中央にあるといふは、宇宙に遍在する絶対の神といふ訳になる。即ち此の神は宇宙の根元を神格化したものである。⁽⁵⁶⁾

とし、高御産巢日神・神産巢日神について、

此の二神は宇宙の生成力を神格化したのであつて、天之御中主神の力の表現に外ならぬ。即ち以上三神は宇宙創造の根元神である。さてこゝに産靈神を二柱対立させたのは、上代人が生成力を二元的に考へた為である。⁽⁵⁷⁾

と述べた上で、宣長・篤胤・鈴木重胤・田中義能の説を紹介しつつ、「此等は後世の思想で解釈したものであつて、

上代人が果してそこまで深く考へてゐたかどうか疑問⁽³⁸⁾と批判をしている。ここでの解釈は、上代人の考えに寄り添う立場から先行説が批判されているのであるが、一方で天之御中主神理解については篤胤以降の説を踏まえたものでもある。こうした次田の立場は、他に「天浮橋」の解釈などに顕著に見受けられる。次田は「天浮橋」について、

宣長は天と地の間の昇降する為に、空に架ける橋であると云ひ、篤胤は事ある時に、虚空に浮べて乗る船の如きものであると云ひ、守部は具体的に見る事を非難して、幽冥界から此の世界に出入する事の譬喩であると云つて云る。上代の幼稚な思想を以て解する時は、宣長や篤胤のやうに解すべきであらう。なほアストンが、天浮橋は虹であると云つたのも面白い解釈である。⁽³⁹⁾

と、橋守部の説を批判した上で宣長や篤胤の説を妥当としている。かかる理解は、次に引く「天浮橋」の解釈に示されるような彼の「神話」理解に拠っていると考えられる。

天浮橋の如きは、上代人の幼稚な思想に立ち返つて考へて見なくてはならぬ。守部は神は幽冥界のものであるから、橋といふも有形のものではなく、幽界から此の我国に出入し給ふ事の譬であるといつたが、此の意見は神話として見る上から云へば、却つて正統でない。天浮橋をさういふ風に説くならば、是より先に幽界に在る天神が、如何にして大命を宣り、如何にして矛を授け給うたか、それが第一不可解になるわけである。要するに神話は、後世の知識を以て解釈すべきものではない。⁽⁴⁰⁾

このように次田は、上代の「幼稚な思想」に立ち返ることを主張した上で、守部の理解を批判的に取り上げ「要するに神話は、後世の知識を以て解釈すべきものではない」と結論づけている。ここからは『古事記』を「神話」たる上代の「幼稚な思想」と見なしていることが窺い知れるが、一方でそうした立場から宣長や篤胤の説が再評価されていることも指摘できよう。また、次田は、より明確に「神話」について次のように述べている。そこでは、

日本の神話は大体に於て、英雄崇拜の行はれた時代に成立したものであつて、更に溯つて是に自然崇拜時代の神話を添加し、更に後世に及んで、哲学的思索による造化神を構想して、之を最初に置いて、こゝに始めて一貫した神話の体系を具へるやうになつたものらしい。それ故最も系統的に物語られてゐるのは英雄神話であつて、自然神話は兎角断片的になつてゐる。而して記紀の巻頭に記されてゐる、宇宙創造の神話の如きは、遙か後世に於て添加せられたもので、而もそれは支那の宇宙根元説の影響を多分に受けたものである事は、既に学者の定論となつて居る。

とし、「書紀巻頭」の一節を引いて、

書紀のこの文章に較べるときは、古事記の宇宙創造の神話は、其の文章も内容も、日本神話の本質を多量に含んでゐるものであるけれども、天之御中主神の如き宇宙絶対の元神を想像したり、生成力を神格化した産霊神を設けたりして居るのは、支那の宇宙創造節に倣つて、後世構成したものである事は明かである。併しよしや外来思想の影響があり、又人智の進歩した後世に於て創造せられたものであるにせよ、これが古事記編纂の当時までに

は、既に上古の神話とよく調和するものとなつて、口々に伝承せられてゐたものであつたに相違ない。

と論じている。⁽⁴⁾ こうした次田の理解は、近代における「神話」学の勃興や津田左右吉の登場といった『古事記』研究をめぐる諸要素を勘案する必要があるが、ここで重要と思慮されるのは、かかる次田の『古事記新講』が皇典講究所・國學院の神職養成や神職資格・学階試験において参考書として位置づけられていたことである。このことは皇典講究所・國學院の神職養成が、近代における国学の分化によつて形成された近代人文学による『古事記』研究を踏まえ、その成果を神職養成にも取り入れていたことの証左といえよう。

以上、本節では皇典講究所・國學院の神職資格・学階試験の参考書から『古事記』解釈の一端を窺つてみた。そこでは、佐伯有義の『古事記講義』や大宮兵馬の『古史概要』から、近世以来の国学者の学説を踏まえつつ、適宜取捨選択がなされたものであり、とりわけ本居宣長の説を主体としながら平田篤胤等の説を附加したものであつたが、徐々に先行説への批判が目立つてくる。しかし、次田潤の『古事記新講』に至ると『古事記』を「神話」たる「上代」の「思想」として理解していく立場が明示され、こうした立場から積極的に近世国学者の説が再評価されていくこととなるのである。

おわりに

以上、本稿では、近代における『古事記』研究史を概観した上で、皇典講究所・國學院における『古事記』教育、並びに神職養成と『古事記』教育の展開について確認し、神職資格・学階試験に関する問題集や参考書から『古事記』

の位置づけを検討し、さらに神職資格・学階試験における『古事記』の参考書を通して、神職養成を軸とした『古事記』解釈の特徴について述べてきた。最後に、これまでの論述を纏めて本稿の結論としたい。

近代の『古事記』研究は、近世以来の国学的研究を基盤としたものであり、明治期は近世国学の延長上に位置づけられる国学者達による校訂研究が進む一方で、「神話学」等の検討も進められ、大正期以降は津田左右吉の研究をはじめ、国語学、歌謡研究、文献学、民俗学、伝承的史学、神話学、文学といった近代人文学からの研究が進展していくこととなる。このような『古事記』研究をめぐる展開は、まさしく近世国学が近代を経て近代人文学へ再編成されていく過程を如実に示すものであり、近世国学の分化による専門諸学の形成に従い、『古事記』を対象としながら様々な学問が展開されたことを示している。こうした研究動向において皇典講究所・國學院に関わった多くの国学者や國學院の出身者が『古事記』研究の基盤を整備するとともに、『古事記』の社会的普及についても大きな役割を果たしていったのである。

かかる近代の『古事記』研究を前提としつつ、皇典講究所・國學院では、『古事記』を当初「修身」として、國學院設立以降は「国史」の中に位置づけていき、昭和四年には「共通科目」とした上で、最終的には「国文」へと移行させていく。また皇典講究所・國學院の神職養成は、学階の授与が基本となりつつ、「神職講習会」を出発点とする「神職養成部」や「附属神道部」等によって担われていった。そこで『古事記』は、國學院における教育とも関連する形で展開されるものの、昭和四年に『古事記』を「共通科目」とした学部とは異なって、神職養成上では一貫して「国史」に位置づけられていたが、単なる「歴史」の一部として扱われていたわけではなかった。さらに神職資格・学階試験では、明治四十年代の問題集などの出題傾向から、主として『古事記』の訓みや解釈に関する問題が出題されていたが、大正十年以降の神職資格・学階試験の問題では、「国史」に「古典」が位置づけられて、『古事記』に関する

設問が「神代史」として出題され、訓読や解釈とともに「神代史」の意義に関する問題が重視されることとなる。そしてここからは、皇典講究所・國學院における神職養成において「国史」の中の「古典」に裏付けられた「神代史」を理解する上での基盤として『古事記』が捉えられていたことが見て取れるのである。

また神職養成の展開を背景としつつ、皇典講究所・國學院やそこに関わる人々は、様々な神職資格・学階試験の参考書を刊行していった。本稿では、佐伯有義『古事記講義』、大宮兵馬『古史概要』、次田潤『古事記新講』を通して、『古事記』解釈の一端を検討してみると、『古事記講義』や『古史概要』では、近世以来の国学者の学説を踏まえ、それを取捨選択しつつ、特に本居宣長の説を主体とし、平田篤胤等の説を附加したものであり、徐々に先行説への批判もなされていったといえる。しかし、『古事記新講』では、『古事記』が「神話」として「上代」の「思想」と理解する立場が取られ、ここから一転して近世国学者の説が再評価されていったことが窺い知れるのである。

以上のように近代の『古事記』研究史を踏まえつつ、皇典講究所・國學院の教育や神職養成における『古事記』の位置づけを通して、神職養成における『古事記』解釈を見たとき、皇典講究所・國學院における神職養成において『古事記』は、近世国学者による研究を踏まえながらも、近代学術からの研究成果も取り入れて展開されたものであったということが出来る。そして、このような『古事記』研究の進展を摂取しながら、神職養成においては、「古典」によって裏付けられた「国民精神」や「日本文化」の淵源としての「神代史」たる『古事記』の教育や普及が重視されていたということができよう。

註

- (1) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史(上)』(國學院大學、平成六年)三二頁。尚、本稿では、正体字・異体字・

合字等は適宜通行の字体に訂正している。

- (2) 皇典講究所編『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十六年)、同『國學院大學八十五年史 史料篇』(國學院大學、昭和五十四年)、前掲『國學院大學百年史(上)(下)』、國學院大學校史資料課編『國學院大學百二十年小史』(國學院大學、平成十四年)がある。
- (3) 藤田大誠「神官資格試験・神職養成と皇典講究所」(『神道宗教』二一〇号、平成二十年)、戸浪裕之「皇典講究所の神職養成と『古事記』講義」(國學院大學伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクト)による平成二十二年度研究フォーラム「皇典講究所・國學院と『古事記』研究」での発表レジュメ)。
- (4) 大久保正「近代の古事記研究」(久松潜一編『古事記大成1』研究史篇所収、平凡社、昭和三十一年)、徳光久也「古事記研究史」(笠間書院、昭和五十二年)、青木周平「谷森善臣の古事記校訂研究」(國學院大學日本文化研究所創立百年記念論文編集委員会『維新前後に於ける国学の諸問題』所収、國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年)、同「テキスト・注釈書類の研究史(明治初期)」(テキスト・注釈書類の研究史(明治中期)、「いずれも青木『古事記』―歌と神話の文学的表現―」所収、おうふう、平成六年)、青木周平「明治期の『古事記』研究―明治十五年と明治三十二年を軸として―」、齋藤静隆「大正・昭和初期における古事記研究」、及川智早「近代における『古事記』『日本書紀』に関する記念会・展覧会について―明治期の古事記記念祭と昭和十八年の古事記展覧会を中心に―」(いずれも『古事記の研究史(古事記研究大系2)』所収、高科書店、一九九九年)、及川智早「古事記」底本の変遷―本居宣長「訂正古訓古事記」から真福寺本古事記へ―(『国文学研究』一三七集、平成十四年)、小林真美「近代『古事記』の成立―底本変遷をめぐって―」(『國學院雜誌』一〇六卷八号、平成十七年)。
- 尚、及川智早は、「近代における『古事記』『日本書紀』に関する記念会・展覧会について」で、「記念祭・展覧会等の行事をみていくことは、明治・大正・昭和(戦前・戦中)期の『古事記』『日本書紀』の受容の、論文著作の類とはまた違った側面を垣間見るることにつながるのではないだろうか」と述べ、「これらの時期の『古事記』『日本書紀』にまつわる諸々のことどもを無視するのではなく、むしろそれを認識し、正当にあるべき場所に位置つけていくことにより、古代より現代に到る『古事記』『日本書紀』の連続した受容史の空白の部分をあとつけていきたいと思うのである」と問題提起をしている。そして昭和十八年の古事記展覧会について「『古事記』の写本類は、戦後の現在でも、国宝級の

指定がなされているもの等貴重なものも多く、その原本を目の当たりにすることは稀である。それを近時のものとはともかく、古写本・書入本の類を蒐集し、短時日で一堂に会することができたのは、その開催母体がやはり拳国一致という国家の要請により組織された日本文学報国会であったからであろう。その圧力なしには到底無理な催しであったといえる」と指摘している。

さらに及川は、『古事記』底本の変遷」において、『古事記』の底本が、『訂正古訓古事記』から『真福寺本古事記』へと移行する過程を跡づけつつ、『真福寺本古事記』が大正十四年に古典保存会によって複製・刊行されたことが、「宣長本文から真福寺本重視への大きな転換点となった」と指摘する。そして「底本の移行については、当然従来の価値観の変更を迫るものであり、そこには多くの抵抗・葛藤が惹起されると考えられ、それには相應の期間が必要であろうことは予測されるのである。ただ、真福寺本は、当の宣長も重視していた如く、その本文の価値は以前より汎く知られ評価もされていたのであり、それにしても底本移行の速度は緩やかなようにもみえるのであり、これについては、著者・校註者の純粋な学問的価値判断だけではなく、当時の時代状況が関与している可能性をも考慮すべきかも知れない」と述べ、戦前・戦中期に『古事記』の口語訳が多く出版されていることを踏まえ、「これらが学術的方面へ目を向けているというより、『古事記』の内容（天皇の国土統治の由来とその正統性を語るものであること）の一般大衆への啓蒙・普及を主目的として刊行されたことは明らかであろう。そのような時代状況において、本居宣長という国学者の背後にみられる尊王思想的要素が、底本選択に際して微妙に影を落としていたということも充分考えられよう」と推測している。また小林真美も「近代『古事記』の成立」で、『古事記』の底本が、『訂正古訓古事記』から『真福寺本古事記』へと至る過程を、宣長が省略した天皇の「崩御干支注」の記載に注目することによって、大正十四年を画期とする及川と同様の結論に至っている。

(5) 前掲大久保「近代の古事記研究」一一九頁。尚、青木周平は、前掲の「谷森善臣の古事記校訂研究」において明治期の『古事記』校訂に大きな足跡を残した人物として谷森善臣の存在を指摘している。青木は、幕末から明治の古事記研究を、「本居宣長・平田篤胤・橘守部」と続いた近世の研究と、明治三十年代の高木敏雄氏などによる西欧の神話理論の紹介・導入に神話学的研究という、研究史上の大きな二つの山の峽間にある。そしてその研究は、宣長・反宣長それぞれの立場からなされるが、多くは宣長説の継承・或いは批判の為の批判の域を出るものではない。それらの研究の中で

比較的注目に値するのは、校訂研究であり、鈴木胤・植松有信・植松茂岳等に引き継がれる尾張鈴屋門の古事記研究を一方の旗頭とすれば、他方、谷森善臣の校訂研究がある（二六〇頁）と纏め、詳細に谷森善臣の古事記研究を検討し、その価値を明らかにしている。

- (6) 前掲大久保「近代の古事記研究」一二四頁。
- (7) 前掲同、一二五頁。
- (8) 前掲同、一二六頁。
- (9) 前掲同、一二七頁。
- (10) 三矢重松「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」（文学社、大正十四年）は、大正期の出版であるが、その基になった諸論考「古事記の読方」と「古事記に於ける漢字の用法」は、『國學院雜誌』第十六卷第一号から四号（明治四十三年一月―四月）および第十六卷第六号から八号（同六月―八月）に連載されたものである。詳細については、渡邊卓「近代神道史の一齣―三矢重松の学位論文―」（『神社新報』平成二十六年六月二日・十六日号）を参照のこと。
- (11) 前掲大久保「近代の古事記研究」一二八頁。
- (12) 前掲同、一二八―一三〇頁。ここであげられている国学系統の文献には、村上忠順『古事記標註』（明治七年）、三国幽民『略解古事記』（明治八年）、敷田年治『古事記標注』（明治十一年）、吉岡徳明『古事記伝略』（明治十六年―十九年後に国民精神文化研究所で翻刻された）、佐伯有義述・皇典講究所水穂会編『古事記講義』（水穂会、明治二十四年）、大久保初雄『古事記講義』（図書出版株式会社、明治二十六年）、池辺義象編『古事記通釈』（啓成社、明治四十四年）、鈴木真年『古事記正義』（明世堂、昭和十八年。尚、本書は「例言」によると、明治十六年頃には上巻の稿本を脱稿しており、二十年に二部を出版したが全巻刊行されたのは昭和十八年であった。）があり、儒仏系統の文献には多田孝泉『略解古事記』（明治七年―八年）、呉来安『古事記玄解』（明治十二年）黒神直臣『神代記新解』（明治十一年）がある。
- (13) 前掲大久保「近代の古事記研究」一二九―一三一頁。
- (14) 前掲同、一三一―一三三頁。
- (15) 前掲同、一三三―一四二頁。尚、青木周平は、「明治期の古事記研究」で、明治初年の国学者の校訂研究を三輪田元綱の『古事記』を中心に検討し、こうした研究がチェンバレンの研究に影響を与えたことを指摘し、かかるチェンバ

ンの研究が、それ以後の神話学研究的契機となったことを指摘している。

(16) 前掲同、一四五頁。

(17) 前掲同、一五〇―一五九頁。ここで紹介されている研究には、松本芳夫『神代史研究』（国文堂書店、大正九年）、辻春緒『日本建国神話の研究』（緑星社、大正十四年）、和辻哲郎『日本古代文化』（岩波書店、大正九年）、倉野憲司『古事記の新研究』（至文堂、昭和二年）、坂本太郎『大化改新の研究』（至文堂、昭和十三年）、山田孝雄『奈良朝文法史』（宝文館、大正二年）、橋本進吉『国語仮名遣史上の一考察―石塚龍麿の仮名遣奥山路について―』（帝国文学、二三卷十一号、大正六年）、佐佐木信綱『日本歌選上古之卷』（博文館、明治四十二年）、太田水穂『紀記歌集講義』（洛陽堂、大正十一年）、植松安『記紀の歌の新釈』（大同館書店、大正十二年）、五十嵐力『国歌の胎生及び発達』（早稲田大学出版部、大正十三年）、次田潤『古事記新講』（明治書院、大正十三年）がある。

(18) 前掲同、一五九―一七一頁。ここで紹介されている研究は、中澤見明『古事記論』（雄山閣、昭和四年）、中島悦次『古事記評釈』（山海堂出版部、昭和五年）、山田孝雄『古事記序文講義』（国幣中社志波彦神社鹽竈神社、昭和十年）、同『古事記上巻講義第一』（国幣中社志波彦神社鹽竈神社、昭和十五年）、藤井信男『古事記上表文の研究』（明世堂書店、昭和十八年）、倉野憲司『古代文学研究』（岡村書店、昭和四年）、同『古事記の研究』（岩波書店、昭和六年）、同『日本神話』（河出書房、昭和十三年）、同『古典と上代精神』（至文堂、昭和十七年）、同『日本文学史』第三卷下（三省堂、昭和十八年）、同『古事記論攷』（立命館大学出版部、昭和十九年）、武田祐吉『古事記研究帝紀攷』（青磁社、昭和十九年）、同『古事記説話群の研究』（明治書院、昭和二十九年）、植松茂『古事記漢字索引』（東京堂、昭和十九年）、柳田国男『妹の力』（創元社、昭和十五年）、折口信夫『古代研究』（大岡山書店、昭和五年）、肥後和男『日本神話研究』（河出書房、昭和十三年）、同『古代伝承研究』（河出書房、昭和十三年）、松村武雄『神話学論考』（同文館、昭和四年）、同『民族性と神話』（培風館、昭和九年）、同『神話学原論』（培風館、昭和十六年）、松本信廣『日本神話の研究』（同文館、昭和六年）、三品彰英『建国神話考』（目黒書店、昭和十二年）、同『日鮮神話伝説の研究』（柳原書店、昭和十八年）、松岡静雄『紀記論究』（同文館、昭和七年）、羽仁五郎『神話学の方法及概念』（『史学雑誌』昭和四年八号）、渡部義通『古事記講話』（白揚社、昭和十一年）、土居光知『文学序説』（岩波書店、大正十一年）、久松潜一『上代民族文学とその学史』（大明堂書店、昭和九年）、岡崎義恵『古代日本の文芸』（弘文堂、昭和十八年）、土田杏村『上代の歌謡』（第一書房、

- 昭和八年)、藤田徳太郎『古代歌謡の研究』(金星堂書店、昭和九年)、相磯貞三『記紀歌謡新解』(厚生閣、昭和十四年)、高木市之助『吉野の鮎』(岩波書店、昭和十六年)、森本治吉『日本詩歌の曙』(三省堂書店、昭和二十二年)等である。
- (19) これら皇典講究所・國學院と関わりの深い人物については、前掲『國學院大學百年史』上巻や『國學院黎明期の群像』(國學院大學日本文化研究所、平成十年)に詳しい。
- (20) 皇典講究所や東京大学文学部古典講習科出身の国学者の動向と皇典講究所の関わりや、そうした国学者達の皇典講究所における活動等については、前掲『國學院大學百年史』をはじめ、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、阪本是丸『皇典講究所関係出版物に関する一考察』(國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』所収、弘文堂、平成二十一年)、『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』(國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十四年)等で詳しく明かにされている。
- (21) 特に武田祐吉には、『古事記』関係の出版物として佐佐木信綱・武田祐吉他『古事記(校註)日本文学類従 上代文学集』(博文館、昭和四年)、『要註新訂古事記』(三省堂、昭和八年)、『記紀歌謡集』(岩波書店、昭和八年)、『青少年のための古事記(物語)日本文学 第一巻』(至文堂、昭和十年)、次田潤・武田祐吉『古事記・日本書紀研究 祝詞・宣命研究(新潮文庫)』(新潮社、昭和十一年)、『日本全書 古事記』(楽浪書院、昭和十一年)、『古事記の精神と釈義』(旺文社、昭和十八年)があり、植木直一郎には、『古事記と建国の精神(日本精神叢書 一〇)』(文部省思想局、昭和九年)、『古事記・日本書紀抄(現代訳国文学全集 第一巻)』(非凡閣、昭和十一年)、『神典・古事記講話』(童華社、昭和九年)、『古事記現代考』(皇国青年教育協会、昭和十七年)、『新訂古訓古事記』(時代社、昭和十八年)がある。
- (22) 以下の記述は特に断りの無い限り前掲の『國學院大學百年史』を参照したものである。
- (23) 前掲藤田「神官資格試験・神職養成と皇典講究所」一五八頁。
- (24) 内閣官報局『法令全書』(原書房、昭和五十四年)第二五卷ノ一「訓令」二五―二七頁。
- (25) 前掲同、「訓令」二七―二八頁。
- (26) 前掲『法令全書』(昭和五十五年)第二八卷ノ二「省令」七三―七五頁。
- (27) 前掲『法令全書』(昭和五十九年)第三五卷ノ二「勅令」四九―五三頁、同第三五卷ノ三「省令」一九―二三頁。
- (28) 前掲『法令全書』(平成二年)第四二卷ノ二「勅令」二八一―二八二頁、同第四二卷ノ四「省令」三二―三三頁。

- (29) 受験界編輯局『高等各科試験問題集』（改訂増補第十七版、受験界社、昭和十年）「序」。
- (30) 前掲『改正学階試験問題集』二頁、前掲『神官神職検定受験便覧』十九頁。ただし、一方で「ヨモツヘグヒ」の解等の問題も出題されており、『古事記』の訓読や解釈に関する設問が姿を消したわけではない。そのため『古事記』の訓読や解釈に関する問題とともに「神代史」の意義に関する問題が重視されていたことが窺い知れる。前掲『改正学階試験問題集』二頁。
- (31) 前掲『神官神職検定受験便覧』七七―七九頁。ちなみに、ここで『古事記』の参考書としてあげられているものに、前掲次田『古事記新講』、本居宣長『古事記伝』、前掲吉岡『古事記伝略』、水穂会発行『古事記講義』、井上友吉『通俗古事記新釈』（千山閣書店、大正十年）、植松安『古事記新釈』（大同館書店、大正八年）、高山昇『標註神代記読本』（誠之堂書店、明治四十四年）がある。
- (32) 河野省三「神代史と歴史教育」（『神道史の研究』所収、中央公論社、昭和十九年）二四九―二五〇頁。
- (33) 尚、他に神職養成に関連する『古事記』の文献として、管見の限り前掲の大久保初雄『古事記講義』がある。本書は、『古事記講義』下巻の「広告」によると「皇典学全書」の第二編から第四編として物されたもので、「本書は明治廿五年三月十七日内務省訓令第四号官国幣社神職試験規則に基き普通科受験者の便をはか」ることを目的としたものであり、後の大正六年には櫻園書院から再版された。この「皇典学全書」の構成は、第一編『古語拾遺講義』、第二―四編『古事記講義』、第五・七編『職原抄講義』、第六編『祝詞式講義』、第八編『祝祭文講義』、第九・十編『土佐日記講義』となっている。かかる大久保初雄『古事記講義』は、「本書は著者が大学にありし頃本居豊頼先生の講義を受け又黒川真頼先生の講義をも聴聞しつることどもを経とし著者の考を緯として記したる者」であり、「古事記伝によらずもはら意のきこえがたきものはこれを研究し本居翁は云々といはれ平田翁はかくかくといはれ黒川翁はかやうかやうといはれしなど、説きて未に此説を可とすと判せりまた某翁の説によると記しつ」とし、『古事記伝』を批判しながらも、本居宣長・平田篤胤・黒川真頼の説を踏まえて著されたものである。特に真頼の説は重視され「本書中に師の説には云云と記しつるものは黒川真頼先生の説をいひたるなり」とされている。前掲大久保『古事記講義』「凡例」一一二頁。ちなみに大久保の『古事記講義』の特徴は、語釈を中心に宣長説が批判されていることである。
- (34) 佐伯有義は、慶応三年富山県に生まれ、明治二十年皇典講究所を卒業、神社の宮司や掌典を歴任した。また皇典講究

所では、『古事類苑』の編纂に関わり、『神祇全書』や『神道叢書』等の編纂にも関わっている。詳細については、岩本徳一「佐伯有義」(『神道宗教』第四一号、昭和四十年)を参照のこと。大宮兵馬は、慶応二年島根県の出身、明治二十二年に皇典講究所を卒業し、各県の中学校教師を務めた後、三十四年に國學院大學講師となり、他に華族女学校教授や学習院教授となった。四十三年には天理教校講師兼教頭事務囑託となり、同時に奈良県神社以下神職取締所講師を務め、大正十年には龍田神社宮司となり、十二年に歿した。皇典講究所では、『神道叢書』、『古道概要』(皇典講究所出版部、明治四十一年)、『古道要義』(皇典講究所出版部、明治四十二年)、『古史要義』(皇典講究所出版部、明治四十二年)といった文献の編纂や出版に関係しており、他に、天理教から『日本建国史綱』(天理教道友社、大正九年)を刊行している。西田重一編『神道人名辞典』(神社新報社、昭和三十年)による。尚、明治後期の皇典講究所・國學院における出版体制の変遷については、藤田大誠「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學 校史・学術資産研究』第一号、平成二十一年)に詳しい。次田潤は、明治十七年に岡山県で生まれ、四十二年東京帝国大学文学部国文科卒業、在学中は上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎等の指導を受け、明治四十二年鹿児島県立第二鹿児島中学校の教員となり、朝鮮釜山中学校を経て、大正五年神宮皇學館教授、六年第七高等学校造士館教授、九年佐賀高等学校教授、大正十三年学習院教授などを歴任した。尚、昭和十年から十三年にかけて國學院大學講師も務めている。他に『万葉集新講』(成美堂、大正十四年)、『祝詞新講』(明治書院、昭和二年)をはじめとする多数の著作がある。「次田潤教授略年譜」(立正大学 国語国文 第四号、昭和三十九年)による。

- (35) 水穂会や國學院大學出版部等が出版した学階試験科目全書には、『古事記講義』以外に、佐伯有義『古語拾遺講義』(明治二十四年)、春山頼母『祝詞作文法講義』(明治二十四年)、三木五百枝『土佐日記講義』(明治二十四年)、春山頼母『祝詞式講義』、三崎民樹『日本紀講義』(明治三十九年)があり、本居豊頼や井上頼圀が校閲者となっている。

(36) 『古史概要』(皇典講究所出版部、明治四十一年)「緒言」一頁。

(37) 前掲次田『古事記新講』「緒言」一一二頁。

(38) 前掲佐伯『古事記講義』「凡例」三頁。

(39) 前掲大宮『古史概要』「緒言」一一二頁。

(40) 前掲次田『古事記新講』「例言」一一二頁。

- (41) 前掲佐伯『古事記講義』十三頁。
- (42) 『本居宣長全集』第九卷(筑摩書房、昭和四十三年)一二七頁。
- (43) 『新修平田篤胤全集』第一卷(名著出版、昭和五十二年)一〇〇頁。
- (44) 前掲佐伯『古事記講義』四三頁。
- (45) 前掲同、一六〇頁。
- (46) 前掲同。
- (47) 前掲『本居宣長全集』第九卷、二三七―三三八頁。
- (48) 前掲『平田篤胤全集』第三卷、一七一―一七二頁。
- (49) 前掲佐伯『古事記講義』五一頁、一七五頁。
- (50) 前掲大宮『古史概要』一頁。
- (51) 前掲同、三頁。
- (52) 前掲同、五頁。
- (53) ここにいうところの原始の意味はやや不明瞭であるが、前掲の佐伯有義『古事記講義』には、国之常立神と豊雲野神の二神を「此国土の元始の神にまします(十六頁)」とあるところから、国之常立神と豊雲野神を「月界」の「原始」の神とし、それ以外の「十柱の神」を国土の「原始」の神と理解することかと思われる。
- (54) 前掲大宮『古史概要』二八頁。
- (55) 前掲同、九二頁。
- (56) 前掲次田『古事記新講』二〇頁。
- (57) 前掲同。
- (58) 前掲同。
- (59) 前掲同、二八頁。
- (60) 前掲同、二八―二九頁。
- (61) 前掲同、二三―二四頁。